

旅客営業規則

最終改定 令和7年4月1日

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、近江鉄道株式会社（以下「当社」という。）線の旅客の輸送及びこれに付帯する事業（以下「旅客輸送等」という。）について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 旅客輸送等については、別に定める場合を除いてこの規則及び他社との連絡運輸に関する「連絡運輸取扱規程」による。

2 旅客及び手回り品の輸送等の契約を行う場合は、旅客はこの規則又はその輸送等について当社が定めた事項を全て承認したものとみなす。

【細則 第1条】

(用語の意味)

第 3 条 この規則における主な用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 当社線とは、次の区間をいう。

本 線 (米 原 ~ 貴 生 川 間)

八日市線 (八 日 市 ~ 近江八幡 間)

多 賀 線 (高 宮 ~ 多賀大社前 間)

(2) 「駅」とは、旅客の乗降の取り扱いをするために設けられた場所をいう。

(3) 「乗車券類」とは、乗車券、有料手回り品切符及び入場券をいう。

(4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場すること又は整理券を所持して乗車することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、乗車すること又は整理券を所持して乗車することをいう。

(5) 「整理券」とは、車掌省略列車（以下「ワンマンカー」という。）において、旅客が乗車の際受け取る乗車駅証明券をいう。

(6) 「危険品」とは、「鉄道技術上の基準を定める省令」（平成 13 年国土交通省令第 151 号）第 2 条に定めるもので、かつ、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 20 条第 2 項の規定を受けないものをいい、これを別表に掲げる。

(消費税等課税の運賃、料金)

第 3 条の 2 この規則に規定する運賃、料金については、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) 及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃、料金前払いの原則)

第 4 条 旅客輸送等の契約を行おうとする場合、旅客等は所定の運賃及び料金を前払いする。ただし、当社において特に定めた場合は、後払いとすることができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第 5 条 旅客輸送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、所定の運賃、料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票類の交付を受けたときに成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限りすべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客輸送等の契約条件の変更)

第 5 条の 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社の裁量により旅客輸送等の契約条件を変更することができる。

(1) 旅客輸送等の契約条件の変更が、旅客の利益に適合するとき。

(2) 旅客輸送等の契約条件の変更が、この規則の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項による変更にあたり、変更後の効力発生日までに、あらかじめ旅客輸送等の契約条件を変更する旨および変更後の内容とその効力発生日を当社のホームページへの掲載、その他適切な方法で周知するものとする。

3 旅客輸送等の契約条件の変更後の効力発生日以降に旅客が当社線を利用したときは、旅客はこの変更に同意したものとする。

(輸送等の変更、制限又は停止)

第 6 条 旅客輸送等の円滑な遂行を確保するため、当社は必要に応じ次の各号に掲げる変更、制限又は停止をすることがある。

(1) 乗車券類の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の変更、制限及び発売の停止。

(2) 乗車区間、乗車方法、入場方法又は乗車する列車等の変更、制限。

(3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間又は持込列車等の変更、制限。

2 当社は、前項の変更、制限又は停止をする場合は、あらかじめその旨を関係各所に掲示するものとする。

【細則 第 4 条】

(運行不能の場合の取扱い方)

第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着又は通過となる旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 区間内に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、バス又はその他の方法によって連絡の措置をしてその旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして取扱いをする。

【細則 第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 14 条】

(キロ程)

第 8 条 旅客の輸送条件をキロメートルをもって定める場合は、発着区間の営業キロ程による。この場合、1 キロ未満のは数はこれを 1 キロに切上げる。

(通用期間の起算日と初日の計算)

第 9 条 通用期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず1日として計算し、かつ、乗車券を発売した当日から起算する。ただし、通用期間を指定して発売したものは通用期間の初日から起算するものとする。

【細則 第8条】

(乗車券類等に関する証明)

第 10 条 乗車券類等、旅客輸送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、その証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押すものとする。

(旅客等の提出する書類)

第 11 条 旅客輸送等の契約に関して旅客が提出する書類は、ボールペン等容易に消去できない筆記具でもって記載することとする。また特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等が前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に対応の証印を押すものとする